

内閣府告示第二百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県仙北郡美郷町
- 三 構造改革特別区域の名称 美郷町幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 秋田県仙北郡美郷町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼

稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第二百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県
- 三 構造改革特別区域の名称 知的創造・開発特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 会津若松市及び郡山市の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申

請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第二百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 魚沼市
- 三 構造改革特別区域の名称 魚沼市入広瀬区域さんさい共和国再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 魚沼市の区域の一部（旧入広瀬村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特

定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）及び地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草
放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県、富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市及び南砺市並びに富山県上新川郡大山町、中新川郡立山町及び射水郡小杉町
- 三 構造改革特別区域の名称 富山型デイサービス推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市及び南砺市並びに富山県上新川郡大山町、中新川郡立山町及び射水郡小杉町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。(指

定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(九〇六)

内閣府告示第二百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南砺市
- 三 構造改革特別区域の名称 五箇山地域（上平・平・利賀地区）農地保全継続創造特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 南砺市の区域の一部（旧上平村、旧平村、旧利賀村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農

地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北杜市
- 三 構造改革特別区域の名称 増富地域交流振興特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北杜市の区域の一部（旧増富村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及

び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

内閣府告示第二百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第五十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 志摩市
- 三 構造改革特別区域の名称 伊勢志摩インターネット高校特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 志摩市の区域の一部（志摩市阿児町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 構

造改革特別区域研究開発学校設置事業(八〇二)、学校設置会社による学校設置事業(八一六)及び校地

・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業(八二〇(八〇一―二))

内閣府告示第二百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県及び丹波市並びに兵庫県多可郡加美町及び八千代町
- 三 構造改革特別区域の名称 多自然居住促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 丹波市の区域の一部（丹波市青垣町）並びに兵庫県多可郡加美町及び八千代町の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 農
家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業(四〇七)、地方公共団体又は農地保有合理化法人による
農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業(一〇〇一)、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に
よる特定農地貸付け事業(一〇〇二)、農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による
農地の利用増進事業(一〇〇六)及び地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業(一一一五)

内閣府告示第二百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 丹波市
- 三 構造改革特別区域の名称 環境保全型農業等推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 丹波市の区域の一部（旧市島町の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地

方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第二百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百二十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 雲南市
- 三 構造改革特別区域の名称 雲南市子育てわんぱく特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 雲南市の区域の一部（旧加茂町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼

稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（九二一）

内閣府告示第二百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県隠岐郡隠岐の島町
- 三 構造改革特別区域の名称 誰もが安心して暮らせる隠岐の島特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 島根県隠岐郡隠岐の島町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市、新居浜市及び西条市並びに愛媛県越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町及び菊間町
- 三 構造改革特別区域の名称 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 今治市、新居浜市及び西条市並びに愛媛県越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町及び菊間町の全域

五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）外

国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

内閣府告示第二百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年四月三十日内閣府告示第百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十一月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十一月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県、宇土市並びに熊本県宇土郡三角町及び不知火町並びに下益城郡城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町及び美里町
- 三 構造改革特別区域の名称 福祉コミュニティ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宇土市並びに熊本県宇土郡三角町及び不知火町並びに下益城郡城南町、富合町、松橋町、小川町、豊野町及び美里町の全域
- 五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。(指
定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(九〇六)及びNPO等によるボランティア
ア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業(一二〇六(一二二六))